

平成28年11月24日

# 意見陳述書

(原告番号 2)

原告 内藤 秀之

私は、勝田郡奈義町宮内という地区で暮らしている農民です。乳牛・和牛約50頭を飼育し、「山の牛乳」という牛乳を生産・販売しています。

私の住む宮内地区は陸上自衛隊日本原演習場に隣接しています。日本原演習場は那岐山の裾野に帯状に広がる広大な陸上自衛隊の軍事の訓練施設です。東西約6キロ、南北約5キロ、総面積約1400万平方メートルで、中・四国最大の演習場です。日露戦争後の明治42年、旧陸軍の演習場として設置され、東アジア・太平洋戦争の敗戦直後には、一時、占領軍による接收もありましたが、自衛隊が創設されてからは陸上自衛隊の演習場として使用されています。現在ではここで年間延べ約10万人の自衛隊員が訓練を受けています。

私たちは、家族をも含めて、演習場における自衛隊の軍事演習のために日常的に迷惑をこうむり、被害を受けています。その被害は、日常生活、農作業等多方面に及んでいます。今回の新安全保障法制の施行により、私たちへの被害は一層拡大・増幅すると思われるのでそのことについて陳述します。

私の父母は、戦争に行き、敗戦後2年間は放浪をし、子供を連れて命からがら帰ってきました。いざ帰って見ると、家族、友人、部落内に多数の戦死者が出ていることが分かりました。「二度と戦争をしてはいけん」と決意をして日本原演習場を返還せよとの運動に参加をしました。この演習場で訓練を受けた多くの軍人が、他国を侵略し、多数の他国民を殺害したことを反省し、二度とそのようなことのないようにしたいと思ったからです。そして、当時は演習場の返還運動は

村を挙げてのものでした。1953（昭和28）年には日本原高校校庭に6カ村から1万人の人が集まり演習場返還を強く求めました。

しかし、憲法上は日本は戦争を放棄し、軍隊は持たないと言っているにもかかわらず、警察予備隊に始まる自衛隊が創設され全国で駐屯・訓練が行われるようになりました。父母らは、関係部落の人々と共に、県知事、県議会議長、中部方面総監部、防衛庁等関係方面へ出向き、請願・陳情書を繰り返して提出して演習場にならないように必死で働きかけました。

しかし、1961（昭和36）年、奈義町では自衛隊誘致賛成派が多数になり、地元の関係部落の住民の願いを無視し、町議会は多数決で「自衛隊誘致」を決議してしまいました。そして、1965（昭和40）年から駐屯地として使用が始まりました。

以後、現在までこの日本原演習場をめぐるのは自衛隊と私たち現地の農民および平和を願う人々との間で様々な事件がありました。語りつくせぬほどのことありましたが、今日は省略します。また、機会があれば詳しく話をさせていただきます。また、詳しくその歴史等について知るためにはインターネットで「日本原演習場 馬天嶺」を検索してください。ホームページが開設されていますから日本原演習場をめぐる諸問題はおおむね知ることができます。

今日、私が申し上げたいのは、自衛隊の軍事訓練によって私たちがこうむっている日常的な被害についてです。

1 演習場内にはため池・水路等をめぐる水利権・入会権その他いろいろな権利があります。地元農民のいわゆる「里山」への入山・利用権です。

演習場は私たちの集落や農地よりも高い山麓にありますから私たちの農地の水利は演習場内にその水源をもっています。場内に「那美池」というため池があります。このため池は演習場内に存在しますが先祖伝来宮内地区の所有のままです。私たちはこのため池を農業水利や防火用水として利用をしています。10年前からこのため池の水がひどく濁ってきました。それまでは小魚やエビの姿がはっきり見えていました。しかし、今ではまったく見ることはできません。この水系では従前はいわゆる「モロコ」や地元では「ヤマンゴ」と呼んでいる魚もたくさんいましたが

現在はずいぶん減っています。このため池は私たちの精神的なよりどころでもあります。10年ほど前に宮内区長から自衛隊に「なぜこんなに濁ったのか」調べて回答をするように求めています。いまだ回答はありません。

また、数年前のことですが、大雨が降った時に、大泥水が流れ、立木が流れ、宮内よりも下流の人まで何が起きたのかびっくりすることがありました。演習のために立木を伐採し道路がほとんど作られています。その管理が杜撰なために生じたことです。このように自衛隊は演習のために山野を荒廃させ、私たち農民にいろいろな被害を与えています。

ため池に水を引いてくる水路は演習場内の北の奥にまで広がっています。この水路を管理し、大雨の時は水を止め、渇水の時はいちより多くの引水をする作業をする必要があります。この管理をするために私たちは「池番」を設けています。自衛隊はこの「池番」の人が管理のため場内に入ることを拒否することがあります。

演習場は狩猟区にもなっていますので、猟師の人が場内にイノシシ・シカを取るためのワナを仕掛けています。毎日、仕事の合間にワナの点検をする必要がありますが、自衛隊が行かせないことがあります。

演習場内には地元農民のために入会権があります。入会権の一つとして薪炭用として雑木を採取する権利があり、毎年、12月から3月にかけて約20名の人々が入山しますが、自衛隊は一方的に入山を制限し、土・日曜日に限定すると言っています。土・日曜日だけでは必要とする薪炭用雑木を採取できません。

## 2 演習場内には、宮内地区の神社があります。

2006（平成18）年からは日米共同訓練が始まりました。今までに3回行われ、次第に規模は拡大しています。自衛隊は日米共同訓練の時は神社への立ち入りを禁止しています。地元で生まれ育って都会へ出て行った人が、子供の「七五三」のお参りに宮内に帰ってきましたが、日米共同訓練のため神社への立ち入りが禁止され、お参りができないということがありました。宮内区長から「神社への立ち入りを禁止した法的根拠を示せ」と申し入れを行いました。自衛隊から

は法的根拠を示した回答はしてきていません。

### 3 演習場内に耕作地があります。

私の家では、演習場の中に、田 50 アールを小作地として許可してもらっています。旧陸軍時代から連綿と続いてきている先祖からの小作権です。ここで私は酪農用の牧草を育成したり農産物を耕作したりしています。演習場内ですから演習が行われるときには演習場内には立ち入り禁止となり営農作業ができなくなります。現在のところは日米共同訓練の時に立ち入りが禁止されただけですので頻繁ではありませんので農作業に大きな支障はありませんがこれが演習が頻繁に行われるようになり、立ち入り禁止が長期間また連続するようなことになると営農に支障が出ます。

何年か前のことですが、耕作地に行く農道の橋の上に模擬地雷が敷設されていたことがあります。幸い早く気づき車を止めたので大事には至りませんでした。もし、発見が遅れていたならハンドルを取られる等して車ごと川に転落をしているところでした。

自衛隊の大型の車両や重機が間違えて農道を走り、農道がずたずたにされることがあります。場内耕作地に行くのに苦労するような農道にされてしまいます。

今回の新安保法制は日本の軍事力を高め、国内だけでなく海外でも米軍と共にする自衛隊の行動を可能とする内容ですから、当然に自衛隊の訓練も強化・高度化したものに変化するだろうと思います。新安保法制の成立に先駆けて締結された日米新ガイドラインは日米間の軍隊の一体化・協同化を強く打ち出しています。この日本原でも日米共同訓練は一層強化され、頻繁に行われることと予想されます。日本原の自衛隊は日米共同訓練になると日ごろと違って強行姿勢に転じ、農民を無視し、威圧的になります。私の場内耕作地の権利はこれまでも自衛隊によって取り上げられそうになり何度も存続の危機にさらされてきました。そのたびに訴訟を提起する等して耕作を続けてきました。しかし、今回の安保法制はそうした農民のささやかな権利すらも奪ってしまいそうな厳しいものを含んでいると思います。他の演習場で行われているように日米夜間訓練が

行われるなら、演習場に一番近い家から演習場までは約200メートルしか離れておらず、とても不安で安眠はできません。さらに演習場内に対する地元農民のいろんな権利や既存利益も奪おうとする動きが加速されるでしょう。私はそうした危機感を強く抱いています。

奈義町議会ではオスプレイの受け入れを議論しています。もし、オスプレイが来るようなことになれば、その騒音被害や墜落の危険性のために宮内地区で酪農や生活をするのができなくなると思います。

でも、夢もあります。この広い山野を殺人訓練の演習場ではなくて、牛の放牧場にし、緑豊かな森林にすることです。耕作地の一角にサツマイモを植えています。この秋の一日、約100人の若者が集まり収穫をしました。そして、軍事力に頼らない平和を誓い合いました。

軍治力は緊張を高め平和ではなく戦争をもたらします。平和は、軍事力によってではなく平和を求める人々の行動によってつくられます。

政府は憲法の禁じている軍事力の行使ではなく、非軍事力、外交、話し合い等によって国際問題の解決をすることを努力しなければならないと思います。日本は軍事大国ではなく、福祉文化大国にならなくてはならないのです。

最後に、1971（昭和46年）年に農民77名が提訴した実弾射撃訓練禁止を求める行政訴訟は、「行政訴訟ではなくて民事訴訟で争いなさい」という趣旨の門前払いの判決でした。裁判所の判断を避ける姿勢にがっかりしました。1977（昭和52年）年農民3名が提訴した自衛隊員約200名が一斉に投石した事件の裁判では一審は「自衛隊の投石は正当防衛」という不当なものでした。しかし、二審では「自衛隊の投石は危険で違法な行為」という判決でした。大いに勇気付けられました。小学校以来三権分立を教わってきました。立法・行政府が憲法を無視して暴走するとき、裁判所の役割は大きいと思います。裁判所がこの裁判に対して十分審理をされ、勇気ある判断をされることを願うものです。